

うなぎ稚魚漁業の許可の基準

許可をすべき漁業者の数が漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、次の各号の順に優先順位を設け、許可をする者を定めるものとする。

なお、同順位内においては申請者が営む漁業の操業状況や各申請者が当該漁業に依存する程度を勘案して優先順位を決めるものとする。

- (1) 前回許可の有効期間の満了日に許可を有していた者（以下「実績者」という。）が、当該漁業の許可の申請をした場合
- (2) 地域漁業の維持・発展に資するため、実績者との調整が図られており、知事が適当と認めた場合
- (3) (1)、(2) 以外の場合であって、申請した操業区域において、1年に30日以上漁業を営む者が申請した場合
- (4) (1) ～ (3) 以外の場合